

食安輸発0630第2号
平成23年6月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

酒精飲料に含まれるメタノールの取扱いについて

標記については、昭和29年7月15日付け衛食第182号「有毒飲食物等取締令の廃止について」及び、昭和60年1月31日付け衛検第42号「酒精飲料中のメタノール含有量について」により取り扱っているところです。

今般、地方自治体の収去検査において、杏子を原料とした蒸留酒から、0.1%以上のメタノールが検出され、食品衛生法第6条違反として回収される事例がありました。

については、本事例を踏まえ、今後酒精飲料の届出がなされた際は、果実を原料とした蒸留酒(ぶどうにあっては、絞るかすを使用したもの(例：グラッパ)に限る。)について、同一製造ロットの自主検査等の結果が提出される場合を除き、輸入の都度、貨物を保留の上、メタノールに係る自主検査を指導することとしますので、御了知の上、輸入者等関係者への周知方よろしくお願いします。